

東みよし町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 89 号

(目的)

第 1 条 この告示は、重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で 4 輪以上のものをいう。以下同じ。)を改造する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成の対象者は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級の者
- (2) 改造に係る助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が当該月の特別障害者手当の所得制限額を超えない者
- (3) 運転免許証を有するとともに、就労等のため自ら所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要のある者

(助成の対象)

第 3 条 助成の対象となる経費は、自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要した経費とする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、前条に規定する経費のうち 10 万円を限度とする。ただし、当該経費が 10 万円以内の場合は、その全額を助成するものとする。

2 助成の回数は、1 人につき主に運転する自動車 1 台 1 回までとする。

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳及び運転免許証の写し
- (2) 改造を行う自動車の車検証の写し
- (3) 改造を行う業者の見積書
- (4) 改造を行う前の自動車の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに身体障害者用自動車改造費助成事業調査書(様式第2号)を作成し、申請者の所得状況等を審査の上、助成の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、当該申請者に対し身体障害者用自動車改造費助成決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(内容の変更)

第7条 助成金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付の決定を受けた後において、申請の内容に変更を生じたときは、身体障害者用自動車改造費助成事業変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、自動車の改造が完了したときは、速やかに身体障害者用自動車改造費助成事業完了報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて町長に助成金を請求するものとする。

(1) 領収証及び請求明細書の写し

(2) 改造後の自動車の写真

(3) 助成金の請求書

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を審査し、自動車の改造が実施された旨の確認を行い、適正に執行されていると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の申請又は請求に虚偽があったとき。

(2) 事業完了前に、死亡又は町外へ転出したとき。

(3) 町長が付した条件に違反したとき。

(4) その他この告示に定める規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿)

第 12 条 町長は、助成金の交付状況を記録するため、身体障害者用自動車改造費助成金交付状況簿(様式第 6 号)を備えるものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

様式 略